

然ルニコ、ニ今年八月十五日遽カニ戰爭終結ノ大詔渙發シ、帝國

ノ新タニ嚮フベキ途ヲ親シク玉音ヲ以テ國民ニ宣示アラセラル。之

レ我國開闢以來ノコトニシテ眞ニ恐懼感泣シテ言フ所ヲ知ラザル

也。

諸子ハコノ國歩艱難ナルコト、古往未曾有ノ期ニ際シテ本校ヲ卒業シ、社會ニ出デ、音樂文化ヲ以テ世道人心ヲ導キ、或ハ教壇ニ立チテ、純心無垢ノ青少年ヲ教化セントス。其ノ責務ノ重且大ナルコトモ亦今來未曾有ノ事ニシテ諸子ノ前途ハ洋々春ノ海ノ如シト雖モ又時ニ颶風巨濤ヲ孕ム秋ノ海ノ如ク容易ナラザルモノアリ。

加シテ、諸子在學ノ期間ハ凡テ戰時生產ノタメニ全力ヲ注ギ、専門ノ學藝研鑽ノ機會ニ乏シク、其學力技能未ダ以テ完全ナリト云フ能ハザルモノアリ。之レ專ラ祝賀スペキ卒業ノ盛儀ニ當リ、余ノ欣ビ又憂フル所以也。

然リト雖モ、諸子ノ嚮フベキ方途ハ已ニ明カニシテ諸子ハ又將ニ春秋ニ富ム。宜シク聖旨ヲ奉戴シテ身心ヲ研キ、愈々勉勵シテ學藝ノ足ラザルヲ補ヒ、以テ世界ノ進運ニ遡レザランコトヲ念ヒ、將來尋常ナラザルベキ帝國ノ苦難ニモ敢テ撓マズ、平和國家ノ建設ニ身ヲ挺シテ進ミ、音樂文化ヲ以テ萬邦共榮ノ爲ニ盡シ、以テ宏大無邊ナル聖德ニ答ヘ奉ランコトヲ期セヨ。

一言以テ式辭トナス。

昭和二十年九月二十五日

東京音樂學校長從三位勳二等乘杉嘉壽

(手書き) (祝辭弔祭文案)

發學六四號

昭和二十年十二月五日

(例規集 昭和十三年七月 教務課)

(二) 文部省との往復文書
發文五二號

昭和二十年十月六日

文部次官印

地 方 總 監 殿
直 轄 學 校 長 殿
公私立大學高等專門學校長 殿

戰時教育令ノ廢止ニ關スル件

去ル五月二十二日戰時ノ危急ニ際シ畏クモ特別ノ上諭ヲ拜シ御制定相成タル戰時教育令ハ戰時ニ於ケル目標ヲ闡明シ教職員及學徒ノ使命ヲ明示以テ戰爭ニ直結スル學校教育ノ體制ヲ確立シ之ニ基キ教育ノ運營ヲナシ來レル處今般戰爭終結ニ鑑ミ同施行規則ト共ニ本六日廢止セラレタルニ付御了知相成度尙學徒ノ卒業認定ノ取扱ニ付テハ左記事項留意ノ上措置相成度及通牒

記

學徒ニシテ戰時緊切ナル要務ニ挺身シ本令廢止前ニ死亡シ又ハ傷痍ヲ受ケタル者ニシテ未ダ卒業ノ認定ヲ受ケサルモノニ對シテハ戰時教育令第五條及同施行規則第十一條ノ規定ニ依リ從前通り仍其ノ卒業ノ認定ヲ爲シ得ルコト

文部省學校教育局長印

學 校 長 殿

食糧事情ノ各學校、學生、生徒ニ及ボシタル
影響ニ關スル調査回答ノ件

食糧事情ノ各學校、學生、生徒ニ及ボシタル

影響ニ關スル調査

昭和二十一年十二月五日附發學六四號ニヨル標記ノ件左記ノ通及回
答候也

聯合軍最高司令部ニ對シ食糧輸入懇請ノ資料トシテ農林省ヨリ食糧

事情ノ各學校、學生、生徒ニ及ボシタル影響ニ關シ調査ノ依頼^{ママ}タリ

タルニ付左記事項十二月十三日迄遲滯ナク御報告相成度（近縣、東

京都内ノ學校ニ付テハ御持參相成度）

記

授業時ノ短縮ハセズ

一、臨時休業ハセズ

休暇ハ昭和二十年十二月十七日ヨリ昭和二十一年一月三十一日迄

二、右事情ニヨリ出席率ハ十一月ニ於テ前月ノ十パーセント

十二月ニ於テ十一パーセント低下セリ

三、辨當不持參者ハ全生徒ノ五十%

三、身長 體重 胸圍 疾病

昭和十六年度 一・六〇 四八 ○・八一 結核ノ罹病率增加及

昭和二十年度 一・五八 四一 ○・七五 榮養失調ノ憂ヒアリ

四、學校職員ハ執務能率ノ低下甚シ

〔手書き〕

四、學校職員ハ執務能率ノ低下甚シ

〔昭和二十年度 公文書綴 教務課〕

五、其ノ他参考トナルベキ事項

右事項ニ關シ具體的ニ數字ヲ擧ゲ調査提出サレ度

〔和文タイプ〕

發學八五號

昭和二十年十二月十七日

文部省學校教育局長 田中耕太郎印

昭和二十年十二月十三日

東京音樂學校長事務取扱 田中耕太郎

文部省學校教育局長殿

官公私立大學高等專門學校長 殿

外國人教師ニ關スル調

學徒數、校舍、教員數等調

回答案

校長

標記二件ニ關シ聯合國軍司令部ヨリ調査方指令アリタルニ付十二月二十五日迄ニ遲滯ナク提出相成度

備考

學徒數等ノ調ニツイテハ別紙ニ記入ノ上提出ノコト

外國人教師ニ關スル調

一、職ノ數 約二十五内外

職ノ種類

外國語（英語會話）

唱歌 歌劇 歌謡 表情朗讀 ピアノ ヴィオリン ヴィオラ セロ ダブルベース フリュート オーボエ クラリネット バッスーン フレンチホーン トランペット トロムボーン 打樂器 ハープ 其他 管絃樂及吹奏樂二 使用スル樂器

指揮法 作曲

所望スル外國人

イ、歐米各國ニ於ケル代表的音樂學校教師ノ水準ニテ識見アル人ヲ、實技及教育ニ堪能有爲ナル一流ノ樂人

〔和文タイプ〕

ハ、國籍ヲ問ハズ

一 所望スル外國人ノ數及外國人ニ依リ教授セラル學科目乃至學

文部省學校教育局長宛
本日十七日付發學八五號ヲ以テ御通牒ノ外國人教師ニ關スル調等別紙及回答候

音教第九九號 發送十二月廿五日
昭和二十年十二月二十四日起案

聲樂部

男 一名 女 一名

〔昭和二十年度 公文書綴 教務課〕

イ、發聲法（ベルカント）二通曉セル人
ロ、リード オペラ 宗教樂 表情朗讀（デクラメーシ

ヨン）ノ指導ヲモナシ得ル人

ピアノ科 男子 二名

ヴィオリン科 男子 二名

セロ 男子 一名

室内樂及管絃樂ノ演奏技術ノ指導ニ當リ得ル人

コントラバス 男子 一名

オルガン 男子 一名

宗教樂及宗教行事ニ精通セル人

管樂器 男子 二名

眞鍼樂器 男子 二名
内一名ハフレンチホーン トロムペット又ハ

トロムボーンヲ教授ナシ得ル人

木管樂器 男子 一名

イ、ダブルリードノ樂器ヲ教授ナシ得ル人

ロ、合奏等ノ實地指導ニモ當リ得ル人

指揮者

イ、一名ハシンフォニーオーケストラ及合唱指揮ニ適ス
ル人

ロ、他一名ハ歌劇ノ指導ヲナシ得ル人

作曲 二名

作曲者ニシテ作曲理論ヲ教授シ得ル人

語學 一名（英語會話）

二、官公立諸學校ニ於テ外國人ニ依リ教授セラルル學科目乃至學科

ニ關スル情報ハ前掲ノ項目中ニ凡テ包含ス

三、外國人ニ依リ教授セラル、一週間ノ授業時間數
十二時間ヨリ 最大十六時間迄

四、官舍一棟アリ

學校名 東京音樂學校

學徒數、校舍教員數等調

（一）學徒數 本校ノ特殊性ニ鑑ミ別紙統計ヲ副ヘタリ

計	女	男	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	計

注意……右ハ本年十二月現在トス但シ不明ノ場合ハ可及的最近

ノモノトスルコト

（二）昭和二十年度ニ於ケル志願者數等

1、入學志願者數等 本科二五六人 師範科一九八人 研究科五八人 聽講科三七人
2、不合格者數 本科一七一人 師範科一三五人 研究科聽講科ナシ

二、校舍ニ關スル調

→ 破壊セラル（全壊、全焼程度）

10

破壊セラル（全壊、全焼程度）

(二) 甚夕シキ損傷

堪ヘルモノトス)

三)
參里齊

(三) 漢語

(四) 現ニ使用可能ナリ

(五) 現ニ使用可能校舎ノ收容力（學徒員數ヲ記入ノコト）

員數一〇一〇名

注意……右ノ中不要の項ハ削除スルコト

三、校舎ノ使用ニ關スル調

二校以上ニテ使用可能若ハ二部教授三部教授(午前、午

後、夜間ノ如シ）可能ナリ

(二) 現二二校以上ニテ使用中若ハ一部教授三部教授ニヨリ使用
中

注意……不要字句ヲ削除スルコト

四、學校以外ノ建物（例ヘバ寺院、公會堂、兵舎等ノ建物）二關ス
ル調

ル調

(一) 學校以外ノ建物ニシテ利用可能ナレバ 非常措置トシテ學校ノ用ニ供シ得ラル、モノノ數
(二) 右建物ニテ收容シ得ル學徒數
五、教員數（専任、兼任、講師モ含ム）ニ關スル調

昭和十五年四月現在ノ教員數

111

(三) 昭和二十年十二月一日現在ノ教員數
昭和二十一年四月一日ニ於ケル教員見込數
一一五人

三五人

合 計	計 聽 講 科	計 研 究 科 二	研 究 科 一	計	師 範 科 四	師 範 科 三	師 範 科 二	師 範 科 一	計	邦 樂 科 三	計	本 科 四	本 科 三	本 科 二	本 科 一	科別 性別	
																男	
二〇〇	一四	一四	四六	三一	一五	三九		一二	三三	四	三	九八		三五	三五	二八	
三六一	三一	三一	七三	三〇	四三	一二六	一	二六	三七	六二	一	一三〇		三	四五	五九	
五六一	四五	四五	一一九	六一	五八	一六五	一	三八	六〇	六六	四	三三八		三	六〇	七八	八七

備考 外ニ選科生四四九人

(昭和二十年度 公文書綴 教務課)

〔手書き〕

降ノ入學者ニ付之ヲ適用ス

發學六七號

昭和二十一年二月十二日

文部省學校教育局長印

直 輄 學 校 長 殿
公私立大學高等專門學校校長

中等學校及高等學校等修業年限延長ニ關スル件

中等學校、高等學校及大學豫科ハ戰時中其ノ修業年限ヲ短縮シタル處今般新時代ニ即應スル國民文化水準ノ告上ヲ期センガ爲其ノ修業年限ヲ概ネ左記ニ依リ戰前ニ復舊セントシ（師範學校及青年師範學校豫科ニ付テ御了知ノ上諸準備御取運置相成度此段及内示通帳）尙本件ハ追テ公表アル迄部外祕トシテ御取扱相成度爲念

記

一、中等學校ノ修業年限ハ之ヲ五年トス尙國民學校高等科修了程度ヲ似テ入學資格トスル中等學校ニ付テモ原則トシテ之ニ準ジタル修業年限延長ノ措置ヲ講ズルモノトス但シ女子ノ中等學校及中等學校令附則第十九條ノ規定ニ據ル實業學校ニ在リテ當分ノ間仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得ルモノトス

二、高等學校高等科及大學豫科ノ修業年限ハ之ヲ三年トス

三、師範學校及青年師範學校ノ豫科ノ修業年限ハ之ヲ三年トス

四、本件ハ昭和二十一年三月ニ於ケル在學者及昭和二十一年四月以

- 備考
1. 中等學校ニ於テ現ニ最高學年ニ在學スル者ニシテ本年三月卒業ヲ希望スル者ニ付テハ卒業ノ取扱ヲナシ得ルモノトス
現在ノ規定ニ依リ本年三月三十一日迄ニ中等學校（中等學校令附則第十九條ノ規定ニ依ル中等學校ヲ除ク）高等學校尋常科及師範學校及青年師範學校ノ豫科ニ於テ其ノ最高學年ヲ卒業又ハ修了スベキ者ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ學力アリト認ムル者ハ昭和二十一年度ニ限り上級學校（師範學校及青年師範學校ノ豫科）修了者ニ在リテハ夫々其ノ本科ノ入學資格ヲ認ムルモノトス從來ノ規定ニ依リ昭和十九年三月三十一日迄ニ修業年限五年ノ中學校又ハ高等女學校ノ第四學年ヲ修了シタル者、又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者ノ上級學校ヘノ入學資格ニ關シテハ將來モ仍從前ノ規定ニ依ルモノトス
2. 昭和二十一年度ノ高等專門學校（教育養成諸學校ヲ含ム）入學考查ハ本年四月、五月ニ於テ之ヲ實施スルモノトス
昭和二十一年度ノ大學入學期ハ之ヲ四月、五月トシ左ノ該當者ニ付銓衡スルモノトス
3. (1) 高等學校卒業者及當該大學豫科修了者ニシテ入營、應召其ノ他ノ事情ニ依リ未ダ大學ニ入學シ得ザリシ者
(2) 男女專門學校、教育養成諸學校及之ニ準ズル學校（軍關係學校ヲ含ム）卒業者ニシテ大學ノ入學資格ヲ與ヘラレタル者
5. 本件實施ニ依リ曩ニ閣議ノ諒解ヲ得タル高等學校及大學豫科ニ

設置豫定ノ臨時補修施設ハ之ヲ取止ムルモノトス

(「例規集 昭和十三年七月 教務課」)

發教一〇三號

昭和二十一年八月廿八日

文部省教科書局長 有光次郎印

東京音樂學校長殿

階名唱法について

從來國民學校及び中等學校に於ける音樂指導にあたり聽覺訓練特に和音訓練の極端なる重視からイロハ音名唱法が採用させられてゐたが、種種検討の結果、爾今國民學校及び中等學校に於いて音樂を指導する場合には原則としてドレミ階名唱法に則ることとした。ただし事情により音名唱法（イロハ音名唱法及び固定ドレミ唱法）を繼續して實施するも妨げない。尙音名は從來通り日本音名を使用すること。

右の趣意を改めて貴管下國民學校及び中等學校に通達せられ、指導上遺憾なきやう特にご配慮を願ひます。

〔和文タイプ〕

〔文部省往復公文書綴 教務課〕

(III) 昭和二十一年九月の教授會記錄の一部

教授會記錄

二十一年九月三日

學校長挨拶要旨

一、人事の目鼻がついた爲め召集した

文部大臣官房會計課長印

(IV) 文部省より女子生徒用夏服配給の文書（昭和二十一年九月）

〔昭和二十一年度 議事錄 教務課〕

〔手書き〕

發會資一五三號

昭和二十一年九月十九日

東京音樂學校長 殿

一、學校をやめた教官は八月卅一日附で發令

一、新任の發令は未濟、一時、講師囑託として授業を始める。

一、やめた教官、學生の動搖を心配してゐる。對策は考へてゐる。
現官者の地位に動搖・影響を及ぼす様なことはしなひ考である
から授業に専念され度い

一、世間の惡評を吹きとばして、弱體化に見へるもの強化される
様に努力して頂き度い

一、邦樂科の問題は後日の宿題として案を作る。實行委員の廢止論
は不適當である。

一、本科師範科の分離案は理想論で、現在は相互に影響を受け合つて研鑽・向上せしめる様にし度いこと。

本科・師範科を見る目を改めて、本師夫々性質・本來の使命の
異なることを自覺して頂き度い。

生徒の本・師の見方を改めること、教官も本科・師範科の見方
の異ること、本科優越感を止めて欲しい。

本科・師範科は平等であつてその本來の使命が異なる點を強張し
度い。